

第4回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成25年10月8日（火）午後1時30分～3時30分

市民活動サポートセンター会議室

出席委員13名（欠席委員2名）

荒牧委員、高野尾委員、西森委員、豊嶋委員、西村委員、村山委員、蟻川委員、
中島委員、飯沼委員、柳澤委員、上條委員、江原委員、岡田委員

1 開会

2 あいさつ

荒牧会長

3 会議事項（要旨）

(1) 子どもの相談・救済について

（会長）

本日は、子どもの相談・救済をメインに会議を開きます。

いじめ防止対策推進法が9月28日に施行されました。

国がいじめ防止基本方針を策定協議会で作っています。

自治体は、それに基づいて、地方のいじめ防止基本方針を作ることができます。

国と自治体の方針に基づいて、学校では、いじめ防止方針を作らなくてははいけません。

いじめに特化して、いじめを特定しないと最終的に動けないような法律、条例を作っても、子どもたちはいろんな形で不安になったり、SOSを出していることに対応するという意味では、松本市の条例にあるような仕組みが効果的であると思っています。

今日は、しくみを効果的にするためにはどうしたら良いか検討したいと思います。

資料の最後に、子どもの権利推進計画案がありますが、前回、全体像の中で、どの辺のところを議論しているか示して欲しいということで作ってもらったものです。

条例の基本は、すべての子どもにやさしいまちづくりをしていくことです。

どういうまちかが前文にあって、条例に沿った施策の方向性があり、加えて、子どもが健康でいきいき暮らす環境づくり、子ども支援者の支援は、もう少し詳細になります。

親、保護者、保育士、教職員それぞれに応じた形で具体的になります。

このような方向性の中で、今日は子どもの相談・救済を検討します。

体系図に加えまして、施策の推進体制が必ず計画に入ります。

庁内の推進連絡体制、松本市の子どもの状況を把握し共有する松本市子ども白書を念頭に置いたもの、それから検証などがプラスして入ってきます。

委員会では、行動計画について答申します。

さらに、行動計画について、どのように市民と子どもとともに策定して欲しいかという要望も入ってきます。

松本市擁護委員制度が、施策の柱で、新規事業なので、子どもにとってどのように効果的なものにしていくか審議します。

（事務局） 資料説明、調査相談員が子どもの権利相談室の相談状況について説明

(会長)

松本市のような公的な第三者機関を作って、子どもの相談・救済にあたっているところは、23くらいあります。

都道府県レベルでは、埼玉県と秋田県の2県、21くらいは市、区で作られています。

特徴は、SOSを出した子どもに寄り添いながら、子どもの最善の利益を確保するという
ことで動く機関です。

子どもの思いをしっかり受けとめて、子どもにとって最も良いことは何かを基本において
解決を図ります。

ソーシャルワークと違う点は、救済のために調査の権限、その結果、勧告をしたり、是正
要請をしたりする権限を持って、対応するところです。

教育相談と違うのは、あらゆる分野の子どもの声を受けとめて、実際そこで指導するとい
うことではなく、子どもの最善の利益を図っていくことで動きます。

ここでは、子どもの力が重要になります。単なる救済の対象ということだけでなく、子ども自
身も解決に関わっていきます。

川西市が初めて作りました。ヨーロッパであった仕組みを参考にしました。

ヨーロッパでは、子どもの現実を踏まえ、子どもの声を聴きながら、政策、法律に提言、
勧告します。

日本の場合は、子どもの救済にあたりながら、それを積み重ねながら、その背景にある制
度、政策の問題点があれば、それを提言します。

ヨーロッパでは、個別救済をかなりやり始めています。

第三者機関は、一方で個別の相談・救済活動にあたるとともに、同時に、その背景にある
制度、法に対して提言する両方の役割を持っています。

新しい子どもの相談・救済システムで、まだまだ日本では始まったばかりと言ってもいい
かもしれません。

制度を作る時にぶつかるのは、学校です。

子どもが第三者に相談を持って行って、第三者が動くというところで、理解が得られない
部分があります。

実際に制度を作ってみると、意味ある第三者が子どものことをしっかり理解し、動いてく
れる第三者がいた方が、より解決がスムーズに行くという実績があります。

松本市の活動に対して質問がありましたらお願いします。

(委員)

メールと電話は、顔が見えない相談で、面接は直接、本人と対応するので違いが出てくると
思います。根本的に内容が違ってくると思いますが説明をお願いします

また、7月、8月、9月と件数が減っていますが、これからの方向として、周知の徹底とい
うことになるとと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

メールは、声を聴くことができないので、相談内容を把握するのがむずかしい。

話をつなげて行って、相談内容が把握できるように心がけています。

電話では、子どもさんの話を傾聴して、何をしてもらいたいかを聞くようにしています。

こちらから、指導ではなく、本人の気持ちを聞くようにしています。

面談は、直接来られて、リラックスして安心して話してもらうように心がけました。

相談内容によって、擁護委員と話す必要がある場合は、本人の確認を取って、擁護委員と面談します。

2番目のご質問の件ですが、7月は、相談室の案内カードを小・中学生全員に配布して、周知した効果もあって、多くの相談がありました。

8・9月は、相談件数は減少しましたが、開設当初と比べて、落ち着いてきた感じだと思っています。周知の徹底を図っていきたいと思います。

(委員)

解決した案件はありますか。

(事務局)

メール相談では、何回もやり取りをして、ありがとうございましたと返事が来ています。

面談でも、面談終了後、相談者から「話に来て良かった」とおっしゃっていただいたケースがあります。

(委員)

指導しないで、解決することについて教えて欲しい。

(事務局)

指導ではなく、相談者の気持ちに寄り添うことを大切にして、相談者と何回も話をする中で、相談者が自分の気持ちが整理できて、自分から相手に対して話をしてみるといったケースなどがあります。

(委員)

相談内容のその他は何ですか。

(事務局)

相談員とただ話したいケースなどです。

(会長)

子どもさんが相談する時間帯はどうですか。

(事務局)

学校の授業が終わる時間帯が多くなっています。

(委員)

保育士や教職員からの相談はありますか。

(事務局)

相談はありません。

(委員)

検討会議は週1回開催しているということですが、緊急の場合はどうするのか。

(事務局)

相談内容が緊急の場合は、相談員が擁護委員と直接連絡を取って、対応します。

(委員)

虐待は、児童相談所に任せる。相談内容によって、学校に繋げて、学校で対応してもらうことも必要だと思います。

(会長)

いじめ、虐待、犯罪行為に対して、どのように対応するかは、どこの自治体も悩んでいます。虐待は、児童相談所と連携する。いじめは子どもさんが相談しない場合が多い。相談内容によっては、擁護委員が、自己発意で動くこともあります。経験が重要です。

(委員)

子どもさんへの対応に関して大人社会が不慣れです。こころの鈴は子どもさんが行けることが重要です。子どもが主役で、大人が傾聴することが必要だと思います。

(委員)

いじめや、虐待は、子どもたちがなかなか立ち向かっていけないので、支援が必要。

(会長)

子ども本位のやり方でないといけない。

(委員)

連携協力する側の意識、共通理解が大切です。子どもを尊重した動きができるか、子どもが望む形にできるかが大切。そのための研修、周知が必要だと思います。さまざまな研修、きめこまやかな共通理解のしくみを作るのが急務です。

(委員)

調査相談員が調査をするのですか。

(会長)

擁護委員が指示します。

(委員)

大人からの相談の場合、子どもへの意志確認はどうするのですか。

(会長)

大人から相談が来ても、子どもさんに話を聞かせてもらいます。

(委員)

先生方から相談があった場合は、どうですか。

(会長)

中立、公正な立場で、子どもさんの話を聞きます。先生からの相談は、こじれた状態の場合が多く、クラスに入って見学させてもらうこともあります。動き始めた時は、教育委員会との連携も必要です。

(委員)

障がいのある子どもさんの支援計画は、チームで作ります。そういうイメージで、やるのが良いと思います。

(委員)

地区で、子どもの権利をわかりやすい形で発信することが必要です。

(委員)

相談室は、最初は良いと思いますが、チラシは何カ月に1度は配布して欲しい。
このような相談窓口は大切なので、周知をコンスタントにして欲しい。

(事務局)

相談室ニュースを定期的に発行していきたいと思います。
教職員の皆様にも理解していただくようにします。

(会長)

学校の先生からも相談室について一声かけてもらうことも重要です。
子どもさんが相談室はどうしてくれるところかわからないといけない。
地域で子どもさんが活動しているところで繋げてもらうことが大切です。

(委員)

相談の具体的事例がわからないが、事例として発表するのか。

(会長)

相談室ニュースで、どういう相談があつて、どう対応したかを紹介していけば良いと思います。

(委員)

相談室の子どもさんへの周知は、こころの鈴を知っていない子どもさんが多いので、学校の自転車の免許のように携帯して持ってもらう工夫が必要だと思います。

(委員)

案内カードにふりがながない。
「あなたはいつも守られている」「あなたは助けてもらう存在」などメッセージを書いたら良いと思います。
カードは、先生から生きた言葉で渡してもらう。

(会長)

子どもの持っているケースに併せて、カードを作って、いつも持てるサイズにすることも必要だと思います。
カードを作ったことが重要です。

(委員)

いざという時に、カードがないということがないように、安協のように小学校1年生のランドセルにカードを貼るようにしたら良いと思います。

(委員)

学校の連絡帳は、必ず見るのでシールを貼ったら良いと思います。

(会長)

子どもたちにわかりやすく知らせることが大切です。

(委員)

子ども参加型で、子どもがカードのデザインをするなど活動を広げることが重要です。

(会長)

子どもの意見を聴くことが大切です。先生、保護者にも知ってもらう。
両方の理解が必要です。

擁護委員が学校を回ったり、紙芝居、寸劇で広報することも考えられます。
川西市は、口コミで広がっています。
いろいろな機関と連携することが必要です。
あるぷキッズとの連携は重要だと思います。

(委員)

こころの鈴は、2階にあって、相談に行きにくいところもあります。
子どもにとって気楽に足を運べる場所になって欲しいと思います。
児童館だよりで、子どもの居場所で悩み相談を受けますと周知しています。
児童館には、ポスターを貼っています。

(会長)

児童館のスタッフが相談室に繋いでもらうようになれば良いと思います。

(委員)

口コミが大切なので、伝える人を探し、たとえば、学校の読み聞かせのお母さん、PTA
の組織を使って、伝えてもらう。
おもしろいデザインを考えて、いろいろな発行物の中の隅に入れてもらうことも有効です。

(会長)

いろいろな形で、量を増やして擁護委員制度を伝えることが重要です。
事務局がトータルで把握することが必要です。全体の行動計画が必要。

(委員)

こころの鈴に相談できない、小さな子どもさんの救済の仕組みが重要です。

(会長)

相談・救済の仕組みを充実させ、周知を図っていくことが重要です。
今回は、子どもの居場所について検討します。
児童館についても、話をしてもらえればと思います。